

仕 様 書 (案)

1. 件名

児童手当・医療助成事務調査委託

2. 履行場所

墨田区庁舎

3. 履行日時

墨田区役所窓口開庁時間(以下のとおり)とする。

- ・平日:午前8時30分から午後5時15分まで(第一及び第三水曜日は除く)
- ・各月第二日曜日:午前8時30分から午後5時15分まで
- ・第一及び第三水曜日:午前8時30分から午後7時15分まで

4. 履行期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

※ 本プロポーザルにより選定され、契約締結した事業者は、委託の履行内容が良好であり、かつ本契約期間中に区から指名停止措置を受けなかった場合は、調査委託及び労働者派遣委託を継続することがある。ただし、当該年度における予算成立が前提となる。

5. 委託の範囲

令和9年10月1日から予定している児童手当・医療助成事務関連業務委託を円滑に実施するため、委託対象業務の調査・分析を行い、業務マニュアル、業務フローの作成を行うこと。業務の調査・分析に伴う業務マニュアル、業務フローその他の著作物の著作権は本区に帰属するものとする。なお、区職員向けの業務マニュアルについて、受託者へ提供する。提供する業務マニュアルについては、本業務の範囲内でのみ利用できるものとする。

6. 情報セキュリティ・個人情報の保護

受託者は、プライバシーマーク及びISMS(ISO27001)の認証を有効に継続していなければならない。また、認証制度の変更に伴い、その取得継続に必要な認証が生じた場合には、それを取得するものとする。

7. 守秘義務

受託者及び従事者は、本事業の業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本義務は、本契約終了後及び従事者の退職後も継続するものとする。事業者は、上記についてその内容を証する書面を提出することとする。

8. 調査委託の成果物

調査委託について、その業務内容を証するため、以下の成果物を提出すること。

- ・業務フロー
- ・業務マニュアル
- ・その他、区と受託者が協議して決定する書面

9. 定例会

受託者は月1回以上の定例連絡会議の開催を実施すること。

10. 検査・確認

区は履行状況について、随時立入調査、関係書類の検査を行うことができる。受託者は区の実施について誠意をもって対応すること。

11. 事故報告・緊急時対応

個人情報情報の漏洩、システム障害等が発生した際は、受託者は区に対し30分以内に第一報を入れ、速やかに書面報告すること。

またその後の原状回復に向けた対応についても、書面で経過及び結果を報告し、再発防止に向けた改善報告書を提出すること。

12. 著作権等の帰属

作成された報告書、データ等の著作権は墨田区に帰属する。

13. 疑義の決定

本事業履行に伴い疑義が生じた事項については、区と受託者が協議し、その決定に従う。